

令和 6 年 7 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦殿



主たる事務所の所在地

茨城県稲敷郡美浦村宮地 596 番地

医療法人 美湖会

理事長 岩瀬 剛

電話 029 (885) 3551

決 算 届

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

様式 1 2

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

(注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

事業報告書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人美湖会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人

■ その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県稻敷郡美浦村宮地 596 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 55 年 11 月 1 日

(4) 設立登記年月日 昭和 55 年 7 月 23 日

(5) 役員及び評議員

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

〔別 紙〕

様式 1

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード・ 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	美浦中央病院	0813810108	茨城県稲敷郡美浦村宮地 596番地	一般病床 60床 療養病床 126床 [医療保険 186床] [介護保険 0床] 精神病床 0床 感染症病床 0床 結核病床 0床
診療所				
介護老人保健施設	ゴーエン美浦 プロ稻敷 プロ稻敷 (ユニット) アイケア アイケア (ユニット) ウィケア ビオラセア	0853880029 0852780022 0852980010 0852480029 0852480037 0850580036 0850880030	茨城県稲敷郡美浦村 宮地 678番地 茨城県稲敷市狸穴 11番地 茨城県守谷市小山 318番5 茨城県石岡市行里川 12951番地1 茨城県龍ヶ崎市 1360番地1	入所定員 100名 通所定員 30名 入所定員 100名 通所定員 38名 入所定員 100名 通所定員 35名 入所定員 100名 通所定員 38名 入所定員 80名 通所定員 38名
介護医療院				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について
は、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の
それぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載
すること。

[別 紙]
様式 1

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーション コミューン	茨城県稲敷郡美浦村宮地 678 番地	
居宅介護支援事業所 ゴーエン美浦	茨城県稲敷郡美浦村宮地 678 番地	
居宅介護支援事業所 エプロ稻敷	茨城県稲敷市狸穴 11 番地	
居宅介護支援事業所 アイケア	茨城県守谷市小山 318 番 5	
居宅介護支援事業所 ウィケア	茨城県石岡市行里川 12951 番地 1	
居宅介護支援事業所ビオラセア	茨城県龍ケ崎市 1360 番地 1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月28日 令和4年度決算の承認

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医

[別 紙]
様式 1

療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) そ の 他

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 2

法人名 医療法人 美湖会
 所在地 茨城県稻敷郡美浦村宮地596番地

※医療法人整理番号

財 产 目 錄
 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 領	13,469,332 千円
2. 負 債 領	7,866,843 千円
3. 純 資 産 領	5,602,488 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	5,968,651
B 固定資産	7,500,680
C 資産合計 (A+B)	13,469,332
D 負債合計	7,866,843
E 純資産 (C-D)	5,602,488

- (注) 1. 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
 2. 本様式は、法第51条第2項の医療法人が使用する様式である。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式 3

法人名 医療法人 美湖会
 所在地 茨城県稻敷郡美浦村宮地 596番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和6年 3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	5,968,651	I 流動負債	1,062,318
現金及び預金	5,020,901	買掛金	143,797
事業未収金	910,851	1年以内に返済予定の長期借入金	287,963
たな卸資産	22,462	未払金	148,048
前払費用	19,171	未払費用	225,179
その他の流動資産	3,645	未払法人税等	68,270
貸倒引当金	△ 8,380	未払消費税等	2,911
		前受金	27
		預り金	36,453
		賞与引当金	109,957
		その他の流動負債	39,710
II 固定資産	7,500,680	II 固定負債	6,804,525
1 有形固定資産	4,858,776	長期借入金	3,881,658
建物	3,855,464	退職給付引当金	34,467
構築物	209,640	役員退職慰労引当金	2,888,400
医療用器械備品	218,719		
その他の器械備品	92,438		
車両運搬具	15,977		
土地	466,535		
	61,546		
2 無形固定資産	53,642	負債合計	7,866,843
ソフトウェア	7,903	純資産の部	
その他の無形固定資産		科 目	金 額
3 その他の資産	2,580,357	I 出資金	13,600
保険積立金	1,200,612	II 積立金	5,588,888
長期前払費用	28,815	別途積立金	1,600,000
長期未収入金	482,772	繰越利益積立金	3,988,888
繰延税金資産	860,294		
その他の固定資産	7,862		
		純資産合計	5,602,488
資産合計	13,469,332	負債・純資産合計	13,469,332

様式 4

法人名 医療法人 美湖会
 所在地 茨城県稻敷郡美浦村宮地596番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 領	
I 事 業 損 益		
A 本來業務事業損益		
1 事 業 収 益		5, 836, 453
2 事 業 費 用		5, 319, 646
本來業務事業利益		516, 806
B 附帶業務事業損益		
1 事 業 収 益		81, 333
2 事 業 費 用		66, 204
附帶業務事業利益		15, 128
事 業 利 益		531, 935
II 事 業 外 収 益		
受 取 利 息	663	
その他の事業外収益	2, 728	3, 392
III 事 業 外 費 用		
支 払 利 息	38, 055	38, 055
經 常 利 益		497, 272
IV 特 別 利 益		
固定資産売却益	81	
貸倒引当金戻入	500	581
V 特 別 損 失		
固定資産売却損	197	197
稅 引 前 当 期 純 利 益		497, 656
法 人 稅・住 民 稅 及 び 事 業 稅	149, 052	
法 人 稅 等 調 整 額	△ 26, 448	122, 603
當 期 純 利 益		375, 052

様式 5

法人名 医療法人 美湖会
 所在地 茨城県稲敷郡美浦村宮地 596番地

※医療法人整理番号 _____

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人美湖会
理事長 岩瀬 剛 殿

私（注1）は、医療法人美湖会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 6月 18日

医療法人美湖会

監事 [REDACTED]

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

独立監査人の監査報告書

2024年6月13日

医療法人 美湖会
理事会 御中

[REDACTED]
指定社員
業務執行社員

公認会計士

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人美湖会の2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上